

# 暴力団排除に関する誓約書

平成 年 月 日

新 得 町 長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

※ 受任者がある場合も必ず代表者が記名押印すること。

私は、新得町が実施する競争入札参加資格審査の申請に当たり、新得町暴力団排除条例（平成25年3月13日条例第1号。以下「条例」という。）を遵守し、下記のとおり誓約するとともに、今後、下記1及び2に該当する者とならないことを誓約します。

また、新得町長が警察署長に下記1及び2に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を新得町の他の事務又は事業において暴力団を利することとならないように利用することについて同意します。

## 記

- 1 暴力団員（条例第2条第2号に規定する「暴力団員」をいう。）又は暴力団関係事業者（条例第2条第3号に規定する「暴力団関係事業者」をいう。）に該当しないこと。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項第3号に該当しないこと。
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、前二項に該当する者をその受注者とししないこと。
- 4 前三項に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の新得町長が行う一切の措置について異議を述べないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年五月十五日法律第七十七号） **抜粋**

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三十二条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

一 指定暴力団員

二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

三 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの

四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

新得町暴力団排除条例（平成25年3月13日条例第1号） **抜粋**

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団関係事業者 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。

(7) 暴力団の排除 町民生活及び事業活動に対する暴力団による不当な行為の防止及びこれによる町民の生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。